



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

## 「常時使用される労働者」等の数え方に注意

社会保険や労働保険関係の提出書類には「常時使用する労働者の数」「常用雇用労働者」等、従業員数を記入する欄があります。「常用」という響きから、どうしても正社員だけの人数と考えがちですが、各法律により要件が異なり、必ずしもそうとは限りません。今回は、高齢者雇用状況報告書、障害者雇用状況報告書を例に「常用労働者」等の違いを紹介いたします。



障害者雇用状況報告書

⑧ 常用雇用労働者の数

(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	100	人
(ロ) 短時間労働者の数	10	人



高齢者雇用状況報告書

⑩ 常用労働者数	総数	～44歳	45～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～
	110人	83人	11人	10人	5人	1人

	1年以上継続雇用（正社員、パート等問わない）かつ週の所定労働時間が		
	20時間未満	20時間以上30時間未満	30時間以上
障害者雇用状況報告書	カウントしない	短時間労働者	常用労働者
高齢者雇用状況報告書	カウントしない	常用労働者	

「障害者」では短時間労働者でも、「高齢者」では常用労働者になる。

「常用労働者」「常時使用される労働者」等の定義は、法律によって異なります。「正社員の人数」だけではない場合がありますので、ご注意ください。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277